

失踪宣告を受けた者の「死亡一時金」の請求期間の取扱いについて

失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に死亡一時金の請求がある場合は、死亡一時金をお支払いすることになりました。



死亡一時金とは

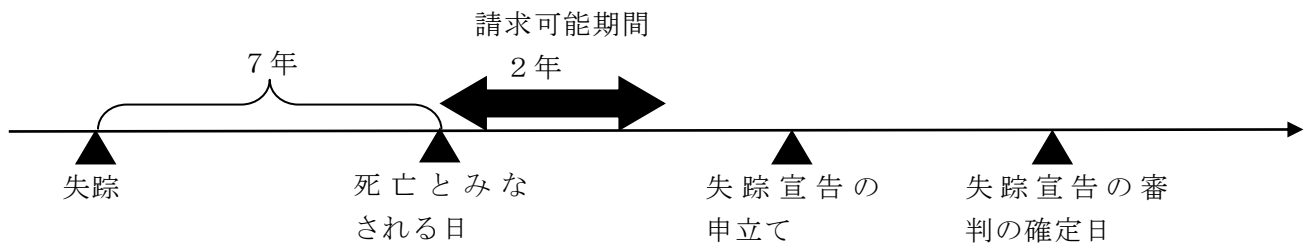
死亡一時金は、国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなったときは、その方と生計を同じくしていた遺族（①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹の中で優先順位が高い方）が受けることができます。請求期限は、死亡日の翌日から2年以内となっています。

ただし、その方の死亡により遺族基礎年金を受けることのできる遺族がいる場合は支給されません。



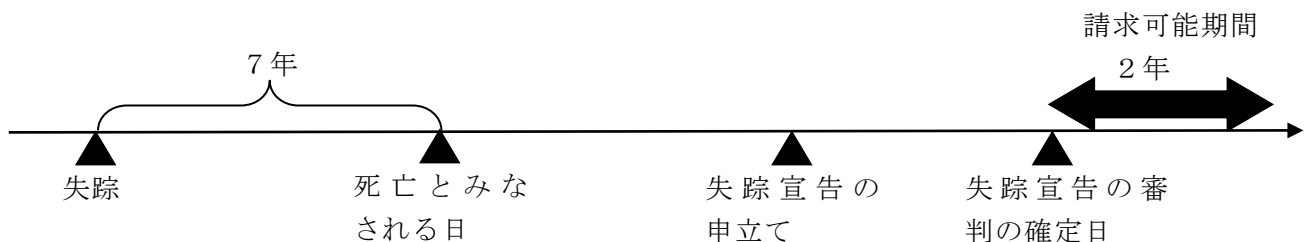
これまでの取扱い

これまでは、失踪宣告により「死亡とみなされた日」の翌日から2年を超えて死亡一時金の請求があった場合は、消滅時効により支給していませんでした。



今後の取扱い

この度、掛け捨て防止の考え方に立って、失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に請求があった場合は、死亡一時金が支給されることになりました。



※上の2つの図は普通失踪についてのものですが、特別失踪についても同様に、失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に請求があった場合に支給されます。

※これは基本的な考え方を示したものであり、具体的には個別に支給の可否が審査されます。



必要な手続き

1. 失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に請求をいただいていた方

- 日本年金機構で把握している対象者の方（既に却下通知をお送りしている方など）については、お知らせを順次発送いたします。（平成26年4月～）
- 上記の他に、ご自身が、死亡一時金の請求者に該当する可能性があるとお考えの方（※）は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
 - ※ 過去に、年金事務所またはお住まいの市区町村役場で、国民年金の死亡一時金の手続相談を行った際に、職員から「死亡とみなされた日の翌日から2年を超えているため、お支払いは出来ません」との説明をされたため、請求をしなかった（又は取り下げた）方など。

2. 今後、失踪宣告の審判の確定がされる場合

失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に請求してください。

※なお、遺族年金については、失踪宣告により「死亡とみなされた日」の翌日から時効が進行し、5年が経過しますと、請求時に過去分として受け取れる年金は5年分だけとなりますのでご注意ください。



日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>)